第11回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の
「6.　業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況」

個　別　注　記　表

（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）

ペプチドリーム株式会社

当社は、第11回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「6.　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.peptidream.com/ir/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は、下記のとおりであります。

なお、当該体制の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの運用状況については、定例取締役会（12回開催）及び臨時取締役会（３回開催）を開催し、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督が行われたほか、監査等委員会が14回開催されております。また、内部監査計画に基づく内部監査を実施し、業務の適正を確保するための対応を継続しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 取締役会は、企業行動憲章を制定し、全社にこれを周知徹底する。

イ 取締役会は、コンプライアンスに係る規程を制定し、取締役及び使用人がコンプライアンスを推進するための体制を整備する。

ウ 監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。

エ 内部監査人は、使用人が法令及び定款並びに会社諸規程に準拠した業務執行を行なっているかを定期的に監査し、監査結果について使用人に対し講評するとともに、代表取締役社長に対し監査報告を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録及び取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報につき、文書管理規程等必要な規程を制定し、これらの規程等に従い情報を適切に保存及び管理するものとし、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、取締役会はリスク管理に係る規程を制定し、想定されるリスクの洗出しと予防策の策定、並びにリスクが発生した際の危機管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、各部門は当該計画の達成のために適切な運営活動を実施する。

イ 取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。

ウ 業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。

エ 定例取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置するとともに、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と協議し、その意見を十分考慮して配置する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

ア 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の独立性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部長等の指揮命令を受けない。

イ 当該使用人の人事異動及び評価等については、監査等委員会の事前の同意を得て決定する。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務執行状況を報告する。

イ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。

ウ 当社は、内部通報制度に基づく通報又は監査等委員会に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当該報告者である取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わない。

(9)　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア　監査等委員会は、監査等委員会監査基準等に基づき、取締役会に出席するとともに、議事録、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

イ　代表取締役社長は、監査等委員会との間で適宜会合を持つ。

ウ　監査等委員会は、会計監査人と適宜会合を持ち、会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る。

エ　監査等委員会は、内部監査人と緊密な連携を保ち、適宜情報交換を行う。

オ　当社は、監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

(10)　財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本方針書を制定し、適切な財務情報を作成するために必要な体制・制度の整備・運用を組織的に推進するとともに、統制活動の有効性について継続的に評価をし、必要に応じて統制活動の見直しを図る。

(11)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア　市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力と関係を持つことは、会社の事業継続に重大な影響を及ぼすものであるという考えのもと、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たないことを企業行動憲章において宣言する。

イ　反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を未然に防止するため、反社会的勢力排除規程を制定し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　　８年～15年
工具、器具及び備品　３年～５年

無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づいております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用として処理しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理を採用しております。

(5) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

① 株式給付信託（ＢＢＴ）

当社は、当事業年度から役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）に対し、中長期にわたる業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（ＢＢＴ）」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しております。

ａ．取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の取締役に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は取締役に対して、役員株式給付規程に従いポイントを付与し、原則として退任時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。取締役に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

ｂ．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は299,489千円、株式数は52,200株であります。

② 株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）

当社は、当事業年度から従業員の帰属意識を醸成することや株価及び業績向上への意欲を高めることを目的として、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（Ｊ－ＥＳＯＰ）」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年３月26日）を適用しております。

ａ．取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は従業員に対して、個人の貢献度等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対して給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

ｂ．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は131,379千円、株式数は22,900株であります。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　538,786千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	56,440,800	868,400	—	57,309,200
合計	56,440,800	868,400	—	57,309,200

（変動事由の概要）

発行済株式の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

（2）当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

（単位：株）

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
第２回新株予約権（平成19年４月27日開催株主総会決議）	普通株式	96,000
第５回新株予約権（平成23年４月26日開催株主総会決議）	普通株式	7,600,000

（3）自己株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
普通株式	—	75,100	—	75,100
合計	—	75,100	—	75,100

（注）１．当事業年度末の自己株式には、信託が保有する自社の株式が75,100株含まれております。

２．（変動事由の概要）

自己株式の株式数の増加75,100株は、信託による取得75,100株であります。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
前受金	110,054千円
未払事業税	20,137千円
資産除去債務	4,806千円
その他	20,842千円
繰延税金資産　小計	155,841千円
評価性引当額	△19,141千円
繰延税金資産　合計	136,699千円
繰延税金資産の純額	136,699千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.9％
(調整)	
交際費等永久に算入されない項目	1.7％
住民税均等割	0.2％
試験研究費等の特別控除	△4.8％
その他	△0.0％
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0％

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用については、投機的な取引は行わない方針であり、安全性の高い金融資産に限定しております。また、必要な資金については、基本的に自己資金を充当することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクにさらされております。営業債権である売掛金は、極めて限定的ではありますが、顧客の信用リスクにさらされております。また、長期貸付金についても、信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

長期貸付金については、定期的に取引先の状況を把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

外貨預金について、為替の変動リスクが経営に与える影響は重要ではないと認識しておりますが、定期的に為替相場を把握し為替変動リスクを管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,556,679	6,556,679	—
(2) 売掛金	1,754,752	1,754,752	—
(3) 長期貸付金	100,000	96,583	3,416
資産計	8,411,431	8,408,015	3,416
(4) 買掛金	23,792	23,792	—
(5) 未払金	62,250	62,250	—
(6) 未払法人税等	264,807	264,807	—
負債計	350,851	350,851	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してあります。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　106円39銭

(2) 1株当たり当期純利益　16円54銭

(注) 1．当社は、平成29年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2．株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度87,650株であります。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度150,200株であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	窪田　規一	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接10.5	―	新株予約権の行使(注)	11,000	―	―

(注)　平成23年４月26日株主総会決議に基づく第５回新株予約権の権利行使であり、払込金額は１株につき22円であります。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成29年６月13日開催の取締役会決議に基づき、株式分割による新株式の発行を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成29年６月30日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を１株につき２株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

①株式分割前の発行済株式総数	57,309,200株
②今回の分割により増加する株式数	57,309,200株
③株式分割後の発行済株式総数	114,618,400株
④株式分割後の発行可能株式総数	342,400,000株

③ 効力発生日

平成29年７月１日

(3) １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響は、(１株当たり情報に関する注記) に記載しております。

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。